

芦屋市条例第6号

芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例及び芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

(芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第1条 芦屋市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例(昭和43年芦屋市条例第33号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
付 則 (期末手当の額の特例) 4 期末手当の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、 <u>令和6年4月1日から令和8年3月31日</u> までの間、同項の規定により算定された額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。	付 則 (期末手当の額の特例) 4 期末手当の額は、第4条第2項の規定にかかわらず、 <u>令和4年4月1日から令和6年3月31日</u> までの間、同項の規定により算定された額に100分の10を乗じて得た額を減じて得た額とする。

(芦屋市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 芦屋市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年芦屋市条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太枠の表示部分(以下改正前の欄にあつては「改正前部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。)については、次のとおりとする。

- (1) 改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

- (2) 改正前部分のみ存在するときは、当該改正前部分を削る。
 (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>附 則 (給料月額の特例)</p> <p>3 2 第1号から<u>第8号</u>までに掲げる職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)の<u>令和6年4月1日から令和8年3月31日</u>までの間の給料月額は、別表第1から別表第3(イ)までに規定する額(芦屋市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(令和6年芦屋市条例第 号)附則第6項に規定する給料(同条例附則第7項及び第8項において同条例附則第6項に準じて支給される給料を含む。))の支給を受けている場合は、別表第1から別表第3(イ)までに規定する額(当該給料の額を加算した額)に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、第13条、第19条、第22条及び第22条の4並びに芦屋市職員の退職手当に関する条例(昭和30年芦屋市条例第1号)第3条の2から第6条の2まで及び第7条から第7条の5まで並びに芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例(昭和36年芦屋市条例第28号)第2条の2から第5条の4まで及び第6条の2から第6条の6までの規定の適用については、この限りでない。</p> <p>(1) 別表第1行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が<u>6級</u>であるもの 100分の98</p> <p>(2) 別表第1行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が<u>7級</u>であるもの 100分の97</p> <p>(3) 別表第1行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が<u>8級</u>であるもの 100分の96</p>	<p>附 則 (給料月額の特例)</p> <p>3 2 第1号から<u>第5号</u>までに掲げる職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)の<u>令和4年4月1日から令和6年3月31日</u>までの間の給料月額は、別表第1から別表第3(イ)までに規定する額に、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。ただし、第13条、第19条、第22条及び第22条の4並びに芦屋市職員の退職手当に関する条例(昭和30年芦屋市条例第1号)第3条の2から第6条の2まで及び第7条から第7条の5まで並びに芦屋市立学校職員等の退職手当に関する条例(昭和36年芦屋市条例第28号)第2条の2から第5条の4まで及び第6条の2から第6条の6までの規定の適用については、この限りでない。</p> <p>(1) 別表第1行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が<u>4級</u>であるもの 100分の98</p> <p>(2) 別表第1行政職給料表の適用を受ける職員のうち職務の級が<u>5級</u>であるもの 100分の96</p>

改正後	改正前
<p>(4) <u>別表第3（ア）教育職給料表（一）の適用を受ける職員で職務の級が4級であるもののうち、芦屋市一般職の職員の給与に関する条例施行規則（昭和33年芦屋市規則第5号）別表第10に定める教育委員会の事務局第3種（以下「第3種」という。）の管理職手当を受けるもの</u> 100分の98</p> <p>(5) <u>前号に掲げる職員を除き、別表第3（ア）教育職給料表（一）の適用を受けるもののうち職務の級が4級であるもの</u> 100分の97</p> <p>(6) （略）</p> <p>(7) <u>別表第3（イ）教育職給料表（二）の適用を受ける職員で職務の級が3級であるもののうち、第3種の管理職手当を受けるもの</u> 100分の98</p> <p>(8) <u>前号に掲げる職員を除き、別表第3（イ）教育職給料表（二）の適用を受けるもののうち職務の級が3級であるもの</u> 100分の97</p>	<p>(3) <u>別表第3（ア）教育職給料表（一）の適用を受ける職員のうち職務の級が4級であるもの</u> 100分の98</p> <p>(4) （略）</p> <p>(5) <u>別表第3（イ）教育職給料表（二）の適用を受ける職員のうち職務の級が3級であるもの</u> 100分の98</p>

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。